

「国家戦略特区」提案書（沖縄県）

プロジェクト名	沖縄科学技術大学院大学リーディングイノベーション・プロジェクト
1. 提案のニーズや背景 <p>沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、沖縄において国際的に卓越した科学技術に関する研究及び教育を実施することにより、沖縄の振興と世界の科学技術の発展に寄与することを目的として、平成 23 年に開学した。これは、国際性、学際性、柔軟な大学運営等、我が国の大学システム改革のモデルとなるものであり、世界トップレベルの大学院形成を目指すものである。</p> <p>「第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）」においても、「三 経済成長を成し遂げる意志と勇気（日本が世界の成長センターになる）」の中で、世界中から卓越した教授陣と優秀な学生が集まりつつある現状が「萌芽」と表現され、世界中の研究者が日本に集まるような環境の整備が沖縄の地に世界一のイノベーション拠点を創り上げることにつながるとされている。</p> <p>また、世界トップレベルの大学院が沖縄にあることにより、産学連携が促進され、沖縄の経済的発展につながる。『経済財政運営と改革の基本方針』（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、「世界最高水準を目指して先端的・学際的な研究活動を進める沖縄科学技術大学院大学（OIST）等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を進める」とされている。</p>	
2. 具体的なプロジェクトの内容 <p>沖縄県は、OIST 等の高等教育研究機関、研究機関、民間企業が集積した研究開発・交流拠点としての「知的・産業クラスター」の形成を目指している。</p> <p>これを受け、国内外から優秀な研究者等の「頭脳人材」を獲得し、その家族も受け入れることができるよう、関係機関、民間と連携し、教育面や医療・雇用・生活面での総合的な周辺環境整備を進めることとしている。</p> <p>中でも、研究開発・交流拠点の核となる OIST については、学際的教育研究の推進、特に、沖縄の自然環境を生かした研究の推進、教員・学生の半数以上が外国人という国際的環境の整備、世界的連携の構築等により OIST の教育研究機能の拡充を図る。</p> <p>【外国人の教員・研究者・学生・家族が来日しやすい、生活しやすい環境の整備】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) ビザの要件緩和・手続の効率化(2) 国家戦略特区における外国人医師による医療行為の解禁	

3. 2. の想定される実施主体

内閣府、沖縄県、OIST

4. 2. の実施のために必要な規制改革等事項

(1) 現行の規制の内容（法律の条文等を具体的に）

- ア 家族滞在ビザが認められるのは、配偶者（法律上の婚姻関係にある者）又は子に限られている。（出入国管理及び難民認定法別表第1の4「家族滞在」欄）
- イ 招聘ビザ申請の添付書類である身元保証人（招聘者）の収入を証明する文書について、所得証明書が求められている。（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3）
- ウ 日本国の医師免許を有しない外国人による医療行為は原則として認められていない。（医師法第2条、第17条）

(2) 現行の規制による障害（ニーズ等を定量的に）

OISTにおいて、今後10年間で千人規模の優秀な外国人（教職員、研究者、学生）が新たに沖縄県へ移住・入国滞在することが推定されている。しかし、こうした外国人の移住等に当たり、(1)のような現行の規制が障害となって移住を断念して他の国や地域、研究機関等を選択するケースがあり、大きな機会費用の損失となっている。

OISTの今後の規模拡充を踏まえたニーズ等に係る定量的な見込みは次のとおりである。

- ア 1親等以内の親族や事実上の配偶者（婚姻予約関係及び内縁関係にある者）によるビザ申請件数は、50件/年と見込まれる。
- イ 招聘ビザ申請件数は、500件/年と見込まれる。
- ウ 外国人によるOIST保健センター受診件数（病院の紹介等含む）は、およそ1,600件/年と見込まれる。

(3) 規制改革の案

- ア 出入国管理及び難民認定法別表第1の4「家族滞在」欄を改正して家族滞在ビザの範囲を拡張し、1親等以内の親族及び事実上の配偶者（婚姻予約関係及び内縁関係にある者）も含める。
- イ 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3の運用を改善し、招聘ビザ申請の添付書類である身元保証人（招聘者）の収入を証明する文書について、所得証明書に加え雇用契約書の写しや在職証明書でも可とする。
- ウ 医療法の一部を改正し、日本の医師資格と同等の資格を持ち適切と認められた外国人医師については、特区においては医療行為を認める。

(4) 規制改革による効果（定量的に）

OIST 等において、海外の優秀な教職員、研究者、学生を招き入れやすくなり、世界トップレベルの教育研究の推進が可能となる。

これは、OISTにとどまらず沖縄全体の国際化に寄与するとともに、外国人が生活しやすい地域のモデルづくりでもあり、その定住条件がより安心・安全なものへと改善されることにより外国人の来日、外国からの投資が促進される。

ア 1親等以内の親族及び事実上の配偶者（婚姻予約関係及び内縁関係にある者）年間50人以上が、新しい家族滞在ビザを利用して移住・入国滞在すると見込まれる。

イ 年間500人以上が、新しい招聘ビザを利用して移住・入国滞在すると見込まれる。

ウ 10年後には、年間延べ1,600人以上の外国人が、OIST 保健センターを利用すると見込まれる。

(5) 規制改革を行う場合の弊害等

ア 家族滞在ビザについては、所定の親族関係の有無を確認する必要があるため、入国審査の業務量が増える（①）。

婚姻予約関係及び内縁関係にあることの証拠書類の確認のため、入国審査の業務量が増える（②）。

イ 雇用契約書の写しや在職証明書そのものからは直ちに収入額を積算することができない（③）。

また、これらの証拠書類に収入額の証明力が備わっていない（④）。

ウ 該当の医療行為については公的医療保険の対象外とされる（⑤）。

(6) (5)の弊害等に対する予防措置（代替措置、低減策）

ア ①②について、入国審査の業務量増に見合う人員を配置する。

②について、婚姻予約関係及び内縁関係にあることの証拠書類として何を用いるか予め定めておく。

イ ③について、雇用契約書の写しや在職証明書から収入額を正確に積算することができるよう、予め様式を定めて所定事項を記載させるようにする。

④について、所定事項として、これらの証拠書類が収入額を証明するに足る信用力を有すると客観的に認識できる文言を付記する。

ウ ⑤について、公的医療保険の対象外であることについて医療行為を受ける者のインフォームド・コンセントを得る。

5. 2. の実施による日本経済再生に向けた効果

(1) 日本経済再生に向けた具体的な効果

人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成

ア 最先端の科学技術、研究開発、イノベーションの推進による国力の強化

イ グローバル化に対応する人材の育成

(2) 日本再興戦略に記載されているKPI達成への貢献

① 対象となるKPI

【Point IX 人材・雇用・教育分野】

ア「雇用制度改革・人材力の強化⑤」

(ア) 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上が入ることを目指す。

(イ) 3年間で1,500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示を目指す。

イ「雇用制度改革・人材力の強化⑥」

外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増

② 定量的な貢献内容

今後10年以内に、OISTが「世界大学ランキングトップ100」に入る。

日本の大学が世界ランキング上位入りするには、例えば、(i)外国人教員の割合、(ii)外国人学生の割合、(iii)海外からの交換留学生数、(iv)海外への交換留学生数など「国際化」関連の評価指標を高めることが必要である。

この点、OISTは、そのビジョンとして「卓越した研究」「学生に最高の教育研究の機会を提供すること」「沖縄と日本の競争力強化への貢献」を掲げ、国際性豊かな大学運営に努めている。上述の「国際化」指標においても、平成25年8月時点で、(i)は6割以上、(ii)は8割を上回るなど、OISTは日本の大学にとって国際化を目指す際のフロントランナーとなる。また、国際化に加え、学部の壁をなくした学際的な研究教育活動、柔軟な大学運営など、国内の大学改革において一つのモデルとなる。

OISTを拠点とする沖縄イノベーション特区を展開することにより、国内外へ高い発信力が期待できる。